

豊島区立体育施設の指定管理者の指定について （総合体育場・西巣鴨体育場・荒川野球場）

1. 対象施設及び所在地

- ①豊島区立総合体育場（豊島区東池袋四丁目41番30号）
- ②豊島区立西巣鴨体育場（豊島区西巣鴨四丁目22番19号）
- ③豊島区立荒川野球場（板橋区新河岸三丁目荒川河川敷）

2. 指定管理者候補者

ピーウォッシュ・豊島区スポーツ協会共同事業体

【グループの構成】

	代表団体	構成団体
名称	株式会社ピーウォッシュ	特定非営利活動法人豊島区スポーツ協会
代表者	代表取締役 漆原 雅明	理事 吉波 克昌
所在地	東京都豊島区長崎五丁目1番23号	東京都豊島区要町三丁目47番8号豊島区立豊島体育館内
設立	平成元年10月31日	昭和23年11月23日 平成17年7月13日（法人認可）
資本金	100,000 千円	0 千円
従業員	60 名	3 名
主な業務	・スポーツクラブの経営 ・公共施設の指定管理業務及び運営業務委託 ・スポーツ施設の企画・管理・運営 ・運動指導業務の受託（介護予防事業、水泳、水中運動指導） ・企業フィットネス（出張体力測定等）	・市民参加のスポーツ大会・イベント開催、都民体育大会等上部大会への選手派遣等市民スポーツの普及・推進事業 ・スポーツ指導者への養成・登録及び派遣事業 ・スポーツ情報の収集及びホームページの開設・運営、広報紙発行等情報提供事業 ・区民スポーツ功労者の顕彰事業 ・区立体育施設の管理・運営 ・その他目的を達成するために必要な事業 ・広告誌への広告掲載事業

3. 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（3年間）

現在の施設の運営状況および指定管理者の指定について

1. これまでの指定管理の状況

(1) 指定管理の経過

期間	事業者	平均指定管理料 (注1)
平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日	日本テニス事業協会共同企業体	19 百万円
平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	日本テニス事業協会共同企業体	2 百万円
平成 27 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	東京ドームグループ	3 百万円
令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	ピーウォッシュ・豊島区スポーツ協会・太平ビルサービスグループ (注2)	20 百万円

注1) 十萬円の位を切り上げ

注2) 令和 6 年 4 月 1 日より「ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ」から「ピーウォッシュ・豊島区スポーツ協会・太平ビルサービスグループ」に名称変更

(2) 施設の利用状況

①総合体育場

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
体育室	8,712 人	11,084 人	13,094 人	13,798 人
庭球場	33,788 人	34,430 人	37,129 人	38,219 人
弓射場	6,998 人	8,737 人	10,774 人	11,068 人
野球場	47,255 人	50,412 人	57,284 人	56,501 人
合計	96,753 人	104,663 人	118,281 人	119,586 人

②西巣鴨体育場

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
庭球場	9,749 人	10,960 人	11,957 人	12,312 人
弓射場	1,321 人	1,701 人	1,489 人	1,484 人
多目的広場	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	11,070 人	12,661 人	13,446 人	13,796 人

③荒川野球場

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
野球場	21,604 人	26,550 人	29,372 人	20,705 人

(3) 主な指定管理者の創意工夫による事業・サービス

- ・池袋スポーツセンターの利用者数を増加させてきた実績を活かし、総合体育場にてヨガや太極拳、ピラティスなどの自主事業（教室）の拡大。
- ・野球場において、野球教室の他にサッカー教室を実施するなどの施設の効率化。
- ・造幣局跡地防災公園（イケ・サンパーク）や隣接する小学校、大学などと連携したイベントの実施。また、近隣の園（保育園）との交流を兼ねてたこあげ大会を実施するなどの地域連携。
- ・共同事業体の強みを活かし、体育協会がスポーツイベント等で使用している時間を把握、精査して一般利用やスポーツ教室枠の拡大を図る。
- ・同事業者が指定管理を行っている豊島体育館や池袋スポーツセンターと一体となったプログラムの展開。

(4) 現在の指定管理者に対する所管課の評価

令和5年度指定管理者事業評価表の総合評価（二次評価）の結果	A
-------------------------------	---

※評価基準

S	大変優れている	協定等に定める基準を十分に満たし、顕著なサービス向上、利用率アップ、管理運営の効率化などが見られる
A	適正である	協定等に定める基準は十分に満たし、適正な管理運営がなされている
B	課題がある	協定等に定める基準をほぼ満たしてはいるが、課題も見受けられる
C	改善を要する	協定等に定める基準を満たさず改善すべき事項がある

2. 次期指定管理者候補者の選定経過

公募期間	令和6年7月17日～令和6年8月29日
応募団体	1団体
審査	令和6年9月17日：一次審査（書類審査） 二次審査（プレゼンテーション審査）
候補者の決定	令和6年9月17日

【審査機関】指定管理者審査委員会

（委員構成）学識経験者4名（大学教授、公認会計士、社会保険労務士等）
及び区職員3名（部長級）

3. 審査基準

(1) 審査項目

下記「審査項目」のとおり

(2) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーション審査。

各審査項目について、3を標準的な水準として、1～5の5段階評価で行う。

【候補者の決定条件】

次の条件を満たしたうえで、候補者として審査委員会が適当とみとめたもの

- ・ 確定した集計結果（各委員合計得点の平均点数）が60点を下回らないこと
- ・ 各審査項目について過半数の委員が「2」以下の採点をしているものがないこと

4. 審査結果

(1) 採点結果

審査項目	配点	ビーウォッシュ・豊島区 スポーツ協会共同事業体
1. 区民の平等・公平な使用の確保	5	3.86
2. 新たなサービスの創設など区民サービスの向上	10	7.10
3. 業務改善への取り組み	5	3.71
4. スポーツ振興施策等推進事業	10	7.57
5. 自主事業	10	7.24
6. 安全・快適な施設の維持管理	15	10.80
7. 危機管理体制等の整備	5	3.57
8. 指定管理料と成果配分	15	10.80
9. 施設を管理運営するための適切な人的配置	15	10.46
10. 団体の能力・実績	10	7.90
合計	100	73.01

(2) 審査総評

応募書類及びプレゼンテーションの内容から、候補者は区の施設運営方針を十分理解したうえで、利用者を重視したサービスの提供や施設の管理運営能力を有する団体であると認められる。

候補者は、現指定管理者として5年間堅実に施設を運営している。構成団体は、いずれも区内に事業所があり、区内施設の指定管理者として19年の十分な実績がある。

今回は、これまで実施してきたテニスやサッカー、野球等の教室が提案され、当施設に慣れ親しんだ利用者が継続して参加でき、施設運営の安定性が期待できる。また、スポーツ振興施策等推進事業では、幅広い年齢を対象にスポーツの「楽しさ」を感じられる事業を提案している。

今後、総合体育場管理棟は建替えを予定しているため、指定期間は3年間となる。現指定管理者として築き上げてきたノウハウや知識を最大限に発揮し、区と連携を図りながら、安全・安心な施設運営に取り組むとともに、区のスポーツ振興に寄与することを期待する。

(3) 候補者の主な提案内容

- ・区内スポーツに精通する2団体のコラボレーションによる相乗効果で「スポーツで人と地域がいきいきと輝くまち」の実現に貢献。
- ・「としまスポーツまつり」への参画、近隣の学校や各官公署、防災公園と連携し、地域コミュニティの形成に貢献。
- ・子どもの居場所・遊び場づくり事業の継続。
- ・野球場を利用した「親子参加型スポーツチャレンジ」や「体力測定会」など、創造性に富んだ事業の提案。
- ・屋外体育施設の使用用途にあった教室の展開や、多様なニーズや世代に合わせた多彩な教室の展開。
- ・トップアスリートを招聘したジュニアスポーツ育成の体験会や教室の実施。
- ・PDCA サイクルを準用した業務改善。